

基幹相談支援センターが相談をお受けします

障がい・難病等を理由として困り事を抱えた人の相談を受ける機関として、新たに令和6年4月1日から岩美町・八頭町・智頭町・若桜町の4町共同で基幹相談支援センターを設置しました。

どのような相談を受けるのか

障がいや難病等を原因としての困り感や暮らしづらさ・生きづらさ等を抱えている人、誰に相談すればいいかわからない人、またはその家族等の相談に専門のスタッフが対応します。

気軽に相談ください。



対象となる人

- ・ 東部 4 町（岩美町・八頭町・智頭町・若桜町）在住の障がい、難病等のある人やその家族
※障がい者手帳の有無、年齢は問いません
 - ・ 精神科に通院している人 ・ 特別支援学級等に居たことがある人
- 上記に加え、うつ、引きこもり、アルコール依存症、若年性認知症等の症状が疑われるなど、明確に障がいや難病等の診断が無い状態の人でも相談を受けます。

相談内容（例）

- ・ 障がいや難病の診断が付いたが今後どのような支援が受けられるかわからない
 - ・ 働きたいが障がい等を理由として一般の会社に勤めることが難しく、金銭的に困っている
 - ・ 料理や家事を行うことが身体的又は能力的に難しく、ヘルパーサービス等を利用したい
 - ・ 病気や障がい等で自宅で生活するのが困難になったため施設に入れるようにしたい
 - ・ 自分のお金を親族等に取りられてしまい、生活に困難が生じている
 - ・ 親族が長年引きこもり状態でなんとか外に出られるように支援して欲しい
- その他、具体的にどんな支援を受けたいという希望が定まっていなくても、現在困っているので相談したい人の相談にも対応します。

どのように相談を受けるのか

電話や FAX、メールでの相談の他、事務所にお越しいただいて対面での相談やセンター職員の訪問等により相談をお受けします。本人からの相談だけでなく、家族や支援者からの相談にも対応しております。気軽に相談ください。

○相談先：鳥取県東部 4 町基幹相談支援センター（運営：NPO 法人はるひな）

☎ 0857-68-1632

事務所所在地：〒680-0852 鳥取市東今在家 73 番地 6

不明な点は智頭町福祉事務所（※下記問合せ先）に相談ください。

問合せ先 智頭町福祉事務所 ☎75-4101